

○ 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第百二号）

（傍線の部分は改正部分）

（附則第五十五条関係）

改 正 案	現 行
<p>（児童福祉法の一部改正）</p> <p>第八十四条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「児童福祉審議会」を「児童福祉審議会等」に改める。</p> <p>第一章第二節の節名を次のように改める。</p> <p>第二節 児童福祉審議会等</p> <p>第八条第二項中「前項の」を「児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する」に、「<u>第七条第二項</u>」を「<u>第七条第一項</u>」に改め、同条第三項中「<u>第一項</u>」を「<u>前項</u>」に改め、同条第四項中「中央児童福祉審議会は、厚生大臣の、<u>第二項</u>」を「<u>第一項</u>」に改め、同条第五項中「<u>第二項</u>ただし書」を「<u>第一項</u>ただし書」に、「<u>第八項及び</u>」を「<u>第七項及び</u>」に、「<u>第二項</u>」を「<u>第一項</u>」に、「<u>第七条第三項</u>」を「<u>第七条第二項</u>」に改め、同条第六項中「中央児童福祉審議会、」を削り、同条第七項中「児童福祉審議会」を「社会保障審議会及び児童福祉審議会」に改め、同条第八項中「中央児童福祉審議会」を「社会保障審議会」に改め、同条第一項を削る。</p> <p>第九条第一項中「中央児童福祉審議会は、委員五十五人以内で、都道府県児童福祉審議会及び市町村児童福祉審議会」を「児童福祉審議会」に改め、同条第三項中「厚生大臣」を削る。</p>	<p>（児童福祉法の一部改正）</p> <p>第八十四条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「児童福祉審議会」を「児童福祉審議会等」に改める。</p> <p>第一章第二節の節名を次のように改める。</p> <p>第二節 児童福祉審議会等</p> <p>第八条第二項中「前項の」を「児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する」に、「<u>第六条第二項</u>」を「<u>第六条第一項</u>」に改め、同条第三項中「<u>第一項</u>」を「<u>前項</u>」に改め、同条第四項中「中央児童福祉審議会は、厚生大臣の、<u>第二項</u>」を「<u>第一項</u>」に改め、同条第五項中「<u>第二項</u>ただし書」を「<u>第一項</u>ただし書」に、「<u>第八項及び</u>」を「<u>第七項及び</u>」に、「<u>第二項</u>」を「<u>第一項</u>」に、「<u>第六条第三項</u>」を「<u>第六条第二項</u>」に改め、同条第六項中「中央児童福祉審議会、」を削り、同条第七項中「児童福祉審議会」を「社会保障審議会及び児童福祉審議会」に改め、同条第八項中「中央児童福祉審議会」を「社会保障審議会」に改め、同条第一項を削る。</p> <p>第九条第一項中「中央児童福祉審議会は、委員五十五人以内で、都道府県児童福祉審議会及び市町村児童福祉審議会」を「児童福祉審議会」に改め、同条第三項中「厚生大臣」を削る。</p> <p>（社会福祉事業法の一部改正）</p>

第九十二条 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「社会福祉審議会」を「地方社会福祉審議会」に、「第八十三条の三」を「第八十三条の四」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 地方社会福祉審議会

第六条の見出しを「（地方社会福祉審議会）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「中央社会福祉審議会は厚生大臣の、」を削り、「都道府県知事」を「都道府県知事」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第七条第一項中「中央社会福祉審議会は委員二十五人以内、地方社会福祉審議会は」を「地方社会福祉審議会は、」に改め、同条第二項中「社会福祉審議会」を「地方社会福祉審議会」に改める。

第八条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第九条中「社会福祉審議会」を「地方社会福祉審議会」に改める。

第十条第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条第一項とし、同条第四項を同条第二項とする。

第十二条中「社会福祉審議会」を「地方社会福祉審議会」に改める。

第九章中第八十三条の三を第八十三条の四とし、第八十三条の二を第八十三条の三とし、同条の前に次の一条を加える。

（芸能、出版物等の推薦等）

第八十三条の二 社会保障審議会は、社会福祉の増進を図るため、芸能、出版物等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。